別表十六二 平十四・ 四・一以後終了事業年度分

(1)

定率法による減価償却資産の 償却額の計算に関する明細書 事業 法人名 年度

御注意

2

租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定

(租税特別措置法第49条第1項の規定を除きます。)の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添

付してください。

(2)(1)

租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産。 期の中途で事業の用に供した資産。

1 この表には、

種類等及び耐用年数の同じ資産は、

区 取 得価 額 残 定率法による償却額計算の基礎となる額 その合計額により記載しますが、 耐 償 当 期 分 次の資産については、 の 償 却 限 度 他の資産と区別して別行に記載してください。 額 当 差 31 償 却 超

種 類 資 構 造 2 産 細 Ħ 3 事業の用に供した年月 円 円 円 円 取得価額又は製作価額 田 縮 記 帳 に よ る引当金又は積立金計上額 差 引 改 定 取 得 価 額 (5)-(6) 6 7) () () () (存 価 額 期末現在の帳簿価額 期末現在の引当金等の金額 引当金等の期中取崩額 11 定 帳 簿 価 ((9)-(10)-(11)) 改 損金に計上した当期償却額 13 前期から繰り越した 前期から繰り越した 慣却不足額 又は合併等特別償却不足額 14 15 号 ((12) + (13) + (14) - (15)) 差 16 年 年 年 年 年 用 17 数 却 率 18 当期発生普通 償却限 度額 算 出 償 却 (16)×(18) 額 円 円 円 円 円 19 加 償 却 ((19)×割増率) 増) () () () (20 21 租税特別措置法 適 用 条 項 割増償却 22 条 項 条 項 条 項 条 項 条 項 特別償却限度額等)円)円)円)円()円 割增償却額 23 租税特別措置法 適 用 条 項 特別償却 項 項 項 項 項 条 条 条)円)円)円)円()円(特別償却額 25 外 外 外 外 26 (23) + (25)前期から繰り越した償却不足額 又は合併等特別償却不足額 27 28 ((21) + (26) + (27))却 額 29 不 (28)-(29) 足 額 30 超 (29) — (28) 31 前期からの繰越額 当認期容 償却不足によるもの 33 当に 金よ 取も 等る 過 金額 額 差引合計翌期への繰越額 ((31)+(32)-(33)-(34) 35 翌期に繰り越すべき償却不足額((XXX) -(XXX)と(XXX)+(XXX)のうち少ない金額) 36 償 当期において切り捨てる償却不 足額又は合併等特別償却不足額 37 却 差引翌期への繰越額(36)-(37) 38 翌越初の内線訳 足 平 • • 平 • • 39 当期分不足 40 合併等特別償却不足額((30)-(33))と(30のうち少ない金額) 41